平成２４年（フ）第１３７９号
埼玉県上尾市大字原市1279番地３　東和パークハイツ上尾506
債務者　相澤　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０１号
名古屋市中川区吉津２丁目1605番地
債務者　土方　光行
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０２号
名古屋市中川区吉津２丁目1605番地
債務者　土方多鶴子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０４号
愛知県知多市新知東町２丁目16番地の２　ＷＡＲＭ．Ｎ２Ｇ
債務者　小山　博之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９７号
埼玉県上尾市弁財１丁目４番29号　ブリリアントⅠ―103
債務者　小野　協栄
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦404番地８
債務者　木許　康治
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
群馬県伊勢崎市韮塚町297番地10
債務者　安部　文彦（旧姓鵜生川）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０１９号
神奈川県横須賀市浦賀５―27―７西村方、住民票上の住所神奈川県藤沢市菖蒲沢845番地の11
債務者　武藤　明夫
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１号
長野県安曇野市三郷明盛3025番地
債務者　宮澤　道子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２９３号
福井市城東４丁目５番２号
債務者　村中四十四
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
福井県大野市神明町201番地
債務者　篠地　靖彦
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
岐阜県郡上市白鳥町為真325番地23
債務者　筧　　和幸
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９２号
岐阜県郡上市白鳥町為真325番地23
債務者　筧　　民子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６５号
群馬県太田市西新町87番地８　アンソレイエＣ―202号
債務者　上坪久人こと　ウエツボ　マリオ　ヒサト
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６６号
群馬県太田市西新町87番地８　アンソレイエＣ―202号
債務者　上坪トミエこと　ウエツボ　ルシア　トミエ　オクラ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１５６号
さいたま市南区大字大谷口602番地５　レオパレスプレミール202
債務者　清水小百合
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０６号
埼玉県蕨市北町２丁目９番30号　ピュアハウス206号、旧住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目32番８号　ヴァンベール瀬ヶ崎302
債務者　瀧澤　千尋
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係